

再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

| | |
|--|---|
| <p>意見提出者名</p> <p>(企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)</p> | <p>日本生活協同組合連合会</p> <p>専務理事 芳賀唯史</p> |
| <p>住所</p> | <p>東京都渋谷区渋谷 3-29-8</p> |
| <p>電話番号</p> | <p>03-5778-8110</p> |
| <p>FAX 番号</p> | <p>03-5778-8008</p> |
| <p>ヒアリング希望</p> | <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 </p> <p>※ヒアリングについては、時間の制約や、意見内容等を勘案した上で、経済産業省から御連絡した者について行います。ヒアリングを希望されるすべての個人・団体について必ずしもヒアリングを行うわけではありませんので予め御了承下さい。</p> <p>※なお、ヒアリングは経済産業省の指定した日時に経済産業省内において公開で行います。</p> |
| <p>意見の公開の可否</p> | <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 </p> <p>※ヒアリングを希望される場合、意見の公開は「可」をご選択ください。</p> |
| <p>意見提出者名</p> | <p>日本生活協同組合連合会</p> <p>専務理事 芳賀唯史</p> |

意見内容

1. 総論

日本生協連は、2020年に温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減する目標に対応し、温室効果ガスの総量削減計画を準備しているが、事業者、消費者の温暖化対策が格段と促進されるような施策が必要と考える。

現在、国会で審議されている温暖対策基本法案の対策の柱は、「国内排出量取引制度」、「地球温暖化対策税」、「再生可能エネルギーの買取制度」の3つである。これらの施策は、相互に補完しあうものであり、再生可能エネルギーの割合を10%に引き上げるという目標も、これら3つの施策と関連して進むと考える。しかし、これらの施策について、消費者や事業者への理解促進の取り組みが不足している。

低炭素社会の構築のためには、施策のメリットに加えて、国民各層に必要な一定の負担について「未来に対する投資」として積極的に受け止められるようにすることが必要である。それぞれの施策や相互の関連、将来の想定される事項について理解し、また国民各層がお互いの状況を理解しあうということが重要である。

こうした温暖化の施策全体に対する理解が、結果的に消費者の再生可能エネルギーの全量買取制度に関する理解を促進し、事業者が適切な事業判断を行なうことにつながると考える。

さらに、「再生可能エネルギー」の普及とともに、家庭や事業者が行なう地道な省エネ対策の実施とがあいまって、低炭素社会の実現に寄与できるのであり、地道な省エネ対策の一層の強化が必要である。

2. 制度の内容に関して

(1). 買取対象

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど実用化されているエネルギーを対象にすべきである。研究開発途上にあるエネルギーに関しては将来の普及を視野に入れて、補助制度などで別途推進すべきである。

(2). 住宅用太陽光発電の取扱い

再生可能エネルギーを急速に普及させるためにも、住宅用太陽光発電は全量買取を基本とすべきである。また、住宅用に加えて非住宅用（事業所）も全量買取制度の適用対象とし、事業者の温暖化対策の促進と太陽光発電の急速な普及を進めるべきである。こうした太陽光発電の急速な普及により、他の再生可能エネルギーに比べて

太陽光発電の導入コストの低下がすすみ、さらに普及が進むことが期待できる。

全量買取の場合、使用量削減へのインセンティブが働かないという指摘もあるが、全量買取の場合でも、自家消費分は従来通り電力会社から購入するので、省エネへのインセンティブは働くはずである。また、昼間にエネルギーを使用する事業所などの非住宅用太陽光発電の場合には、基本的には余剰電力が発生しないため、この点からも全量買取制度を適用すべきである。

(3)．新設か既設か

今後の再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とするのであれば、新設を対象の基本とすべきである。ただし、現行の買取制度との関係などとの整合をとり、既設の設置者に不公平感のない制度にすべきである。

また、今回の制度の中では、「発電事業目的」を適用対象外としているが、これでは普及の可能性を狭めることになる。現にこの間再生可能エネルギー普及の一翼を担ってきていることは明確なので、「発電事業目的」も適用対象にすべきである。また事業者や各種団体などが、自施設以外の場所で、発電目的に風力発電施設を建設することなどもありうるので、これも適用対象にすべきである。ただし、この場合には一般消費者にサーチャージで過度な負担感のないよう適切な運用と制度設計が必要である。

新設か既設かということに加え、志のある市民や事業者などが学校や集合住宅などへの設置にかかわれるような制度設計についても検討すべきである。

(4)．買取価格

住宅用、非住宅用とも、再生可能エネルギーごとの発電コストを基本に買取価格を設定すべきである。現状では、実用化されているそれぞれの再生可能エネルギーを伸長させる中で発電コストの低減をすすめることが必要である。その後、再生可能エネルギーが一定普及した段階になれば、再生可能エネルギー間の競争による発電コストの低減が課題になると考える。

(5)．買取期間

住宅用の場合、多くの太陽光発電メーカーが保証期間としている10年を買取期間とすることが適切である。非住宅用に関しても10年とすることで、投資回収の面から導入のインセンティブが働く

ことが期待できる。

なお、買取期間終了後の扱いは未定とのことだが、安心して導入できるように買取期間終了後についての仕組みの検討も必要である。